

この度は心よりお悔やみ申し上げます。

当社では相続税の申告をはじめ
皆さまの相続に対するご不安を解決するため
真剣にご対応してまいります。

平成27年の相続税制大改正の影響により
京都府では10人に1人(*)が課税対象になるほど
相続税は皆さまにも身近な税金となっています。



(※)大阪国税局『令和2年分 相続税の申告実績【京都府】』より

迷ったら

相続税の専門家にご相談ください

相続税とは？



亡くなられた方からご遺産を受取られた方に、受取った財産の価値に応じて納税義務が生じる税金です。
亡くなられてから**10カ月以内**の申告・納税が必要です。

相続税はかかる？

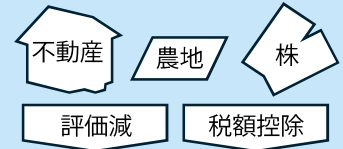
3,000万円

+

600万円 × 法定相続人数

この式を「**基礎控除**」といいます。
ご遺産の価値が基礎控除を超える場合は、相続税がかかる可能性があります。
また、申告手続は煩雑なものです。

税金計算は難しい？



不動産等の評価方法によって大きく**税額**が変わる可能性があります。
また、相続税には様々な**優遇措置**が設けられており、期限内にこれらの税制を駆使しながら計算するのは非常に困難な作業です。

ご相談無料

お気軽にお問い合わせください
市役所の広告を見たとお伝えください

☎ 0774-62-5656

営業時間 9:00~17:00

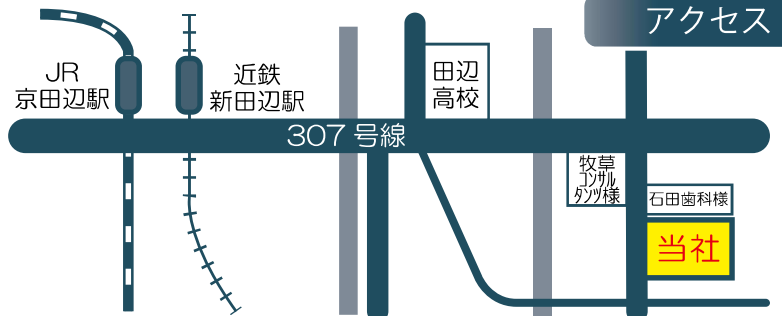
定休日 土・日曜日・祝日

メールは
企業HPの
お問い合わせ
フォームから



当社の強み

- ◆ 過去750件超の相続税の申告実績を誇る経験豊かな専門家です
- ◆ 相続税専門の国税局OB税理士を迎えることで、確実な申告書を作り、税務調査にもプロとして立合い対応します
- ◆ 弁護士・司法書士など様々な提携先がありご相続をトータルサポートします



創業40年超の歴史で培った実学を重んじる税理士法人

税理士法人 経営ステーション京都
田村公認会計士事務所

〒610-0362 京都府京田辺市東西神屋 33-3

<https://www.ks-kyoto.or.jp/>

WEBSITE

